

コンプライアンスガイドライン

V e r . 9

制 定 平成17年 3月 8日
改 訂 平成27年11月 1日

キョウデングループ

コンプライアンスガイドライン

以下に、日々の企業活動に照らして、「コンプライアンス」の対象となる具体的な細目と、求められる行動（してはならない行動）をコンプライアンスガイドラインとして列挙しました。各部門、このコンプライアンスガイドラインに沿ってコンプライアンスの遵守に向けた組織的取組を徹底してください。

[1] 法規範・企業行動基準（行動規範・行動指針）の遵守

1. 法令を遵守することはもとより、社会規範を尊重し良識ある企業活動を心がけます。
 - (1) 国内外の法令を遵守します。
 - (2) 当社に求められる企業倫理を十分に認識し、また企業行動基準に則って社会人としての良識と責任を持って行動します。
 - (3) 職場上長に対して良い情報、悪い情報ともに迅速に且つ正確に報告します。

[2] 地域社会と良好な関係を築くための指針

1. 社会貢献および各種法令・業法の遵守
 - (1) 企業市民として、積極的に地域社会の貢献活動に取り組むとともに、各種の法令を遵守することや、取扱製品・サービスに係る関係業法を遵守し、許認可取得及び届け出等の手続きを確実に実施します。
 - ※ 会社法、障害者雇用促進法、道路交通法などが挙げられます。
2. 環境保全・保護
 - (1) 製品の研究、開発、製造、販売および廃棄等にあたっては、常に環境保護の重要性を十分に認識し、環境に関する条約・法令等を遵守したうえで、ゼロエミッション活動の推進を行い、環境に配慮した製品作り・サービスに努めます。
 - ※ 環境基本法、廃棄物処理法等様々な法令が挙げられます。
 - (2) 環境意識の向上を図り、リサイクル製品の購入等、環境保護活動に積極的に参加します。
 - ※ グリーン購入促進法、容器包装リサイクル法等様々な法令が挙げられます。

3. 寄付行為・政治献金規制

(1) 政治献金や各種団体への寄付を行う際は、関連法令を遵守し、正規の方法に則って行います。

※ 公職選挙法や政治資金規正法などが挙げられます。

(2) 各種献金・寄付の実施については、職務権限規程に従い決定します。

(3) 贈賄・利益供与や違法な政治献金はもとより、政治・行政との癒着というような誤解を招きかねない行為を厳に慎み、健全かつ透明な関係作りに努めます。

4. 反社会的勢力との関係断絶

(1) 違法行為や反社会的行為に関わらないよう、社会常識と正義感を持ち、良識ある行動に努めます。

(2) 反社会的勢力には毅然とした態度で対応し、一切の関係を持ちません。また不当な要求を受けたときは、金銭などを渡すことで解決を図りません。

(3) 会社または自らの利益のために、反社会的勢力を利用しません。

(4) 反社会的勢力および反社会的勢力と関係ある者とは、いかなる取引も行いません。

5. 関係各国・地域社会との調和

(1) 事業展開に当たっては、関係各国及び国内外地域の経済・社会・文化を尊重します。

〔3〕 お客様・取引先との良好な関係を築くための指針

1. 製品の安全性

(1) 製品の製造、開発、保管、販売、輸送等にあたっては、常に安全性に留意し、製品の安全性に関する法律および安全基準を十分に理解、遵守し、より高度な安全性を目指します。

(2) 製品の安全性に関する情報を入手した場合、直ちに事実関係を確認します。また、問題があることが判明した場合には、関係部署に連絡し、適切な対応をとります。

(3) お客様のご指摘に対しては、迅速・誠実・丁寧に対応するとともに、速やかに原因究明を行い、再発防止に努めます。

2. 顧客情報資産と個人情報の保護

(1) お客様から預かっている資料等の情報資産については、厳重に管理し、社外に漏洩しません。業務上、外注先等に預ける必要がある場合には、機密保持契約を結ぶなど予期せぬ漏洩の防止に努めます。

(2) 業務上知り得た個人情報については、業務目的にのみ使用し、決して目的外に使用

しないと同時に厳重に管理します。また、外部に情報が漏洩しないよう厳重に管理します。

- (3) 業務上知り得た顧客情報資産と個人情報については、就業時間内はもとより就業時間外および退職後においても、社外に漏洩しません。

※ 個人情報保護規程を遵守して下さい。

3. 購入先との適正取引、下請法の遵守

- (1) 購入先との取引においては、良識と誠実さをもって接し、公平かつ公正に扱います。また、下請法についてはこれを完全に遵守します。

※ 下請法、独占禁止法による優越的地位の濫用禁止等が挙げられます。

4. 不正競争の禁止

- (1) 景表法・公正競争規約を遵守し、不正な競争を排除し、自由かつ公正な競争を行います。

※ 景表法・公正競争規約による自由競争を指します。

- (2) 宣伝広告活動にあたって発信する文書・情報では受け手に誤解を与えるような誇大な表現・説明を決して提供しません。

※ 誇大広告、虚偽広告、他社の誹謗中傷、社会的差別につながる表現を禁止します。

- (3) いかなる理由があっても不正な手段により他社の営業秘密を取得・使用しません。また、不正な手段により取得されたものであること、そのおそれがあることを知りながら、他社の営業秘密を使用しません。

※ 知的財産権の尊重を遵守して下さい。

5. 独占禁止法の遵守

- (1) いかなる状況であっても、不正な手段をもって、カルテルや再販売価格の維持・取決めなど独占禁止法違反となるような行為は行わず、公正で自由な競争を行います。

※ 独占禁止法による不公正な取引方法の禁止等が挙げられます。

6. 適切な輸出管理

- (1) 国際的な平和と安全の維持を阻害するおそれのある取引に関与しません。

※ 輸出する製品・技術等については、法令に従い規制品目かどうかの確認を行う等の安全保障輸出管理が必要です。

7. 紛争鉱物への対応

- (1) サプライヤーと連携して、責任ある鉱物調達に取り組みます。

※ 紛争地域で産出された鉱物資源を使用することは間接的に非人道的行為を支援している可能性があるとして、米国金融規制改革法 紛争鉱物条項において規制されております。

8. 接待・贈答について

- (1) 取引先への接待・贈答を行う場合は、一般社会的な常識の範囲を決して逸脱しません。また、取引先から接待・贈答を受ける行為は行いません。
- (2) 公務員またはこれに準ずる者との関係については、関係法令を遵守します。

※ 国家公務員倫理法等が挙げられます。

[4] 職場（社員との関係）における指針

1. 人権尊重・差別禁止

- (1) 常に安全で働きやすい職場環境を維持することに努め、各自の人権を尊重し、差別につながる行為は一切行いません。
- (2) 人種、民族、国籍、社会的身分、門地、性別、障害の有無、健康状態、思想、信条、あるいは職種や雇用形態の違い等に基づくあらゆる差別を行いません。
- (3) 暴力、罵声、誹謗、中傷、威迫による業務の強制、いじめなどによる人権侵害は行いません。
- (4) 人権研修をはじめとする人権啓発活動を全社的にを行い、これに積極的に参加します。

2. ハラスメント（セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメント）の禁止

- (1) セクシュアル・ハラスメント（相手方の意に反した性的な発言・行動などを行い、それに対する相手方の対応により、相手の労働条件に対して不利益を与えたり、または相手の職場環境を悪化させたりすること）は一切行いません。
- (2) パワー・ハラスメント（職権などのパワーを背景にして、本来の業務範疇を超えて、継続的に人権を侵害する言動を行い、相手の働く関係を悪化させ、あるいは雇用不安を与えること）は一切行いません。
- (3) 相手方にハラスメントと受け止められるおそれのある言動は行わないことはもとより、自職場において、ハラスメントが起きない風土づくりに努めます。
- (4) 会社が実施するハラスメント研修に積極的に参加します。

3. 職場の安全衛生

- (1) 安全・衛生の確保を最優先とし、安全で衛生的な職場環境の整備に努め、また、業務上の安全・衛生に関する法令等を理解し、これを遵守します。

※ 労働安全衛生法等が挙げられます。

4. 労働関係法の遵守

- (1) 労働関係法を遵守し、働きやすい健康な職場環境の維持に努めます。また、職場上長は部下の勤務日や勤務時間の管理を徹底するとともに、部下の心身の健康状態に常に留意します。

※ 労働三法等が挙げられます。

5. 酒気帯び・酒酔い運転の禁止

- (1) 公私を問わず、酒気帯びや酒酔いによる運転を行いません。

※ 二日酔いの時の車の運転は、酒気帯び運転をしている状態と同じです。絶対に運転しないようにしましょう。

[5] 株主・投資家に対する指針

1. 健全な事業活動

- (1) 会社は、株主や投資家から受け入れた貴重な資金を使ってビジネスを行っています。従って健全な事業活動を行う責任、またその事業内容を正しく説明する責任を全うします。

2. 正しい財務報告

- (1) 会計帳簿への記載や伝票への記入にあたっては、関係法令や社内規程に従って正確に記載します。虚偽または架空の記載を行ったり、簿外の資産を築いたりしません。

3. 経営情報の開示など積極的なコミュニケーション

- (1) 株主・投資家に対して当社の財務内容や事業活動状況等の経営情報を的確に適時に開示するとともに、会社の経営理念・経営方針を明確に伝え、それらに対する意見・批判を真摯に受け止めます。

4. インサイダー取引の禁止

- (1) 当社や関係会社または取引先の内部情報を知った場合は、その情報が正式に公表されるまでは、それらの会社の株式・社債を売買しません。また、その情報を他人に漏洩しません。

[6] 会社・会社財産を守るための指針

1. 就業規則の遵守

- (1) 社員は、常に就業規則を遵守します。
 - ①就業規則に定められた禁止事項は一切行いません。
 - ②就業規則にもとるような不正または不誠実な行為は一切行いません。

2. 企業秘密の管理

- (1) 企業秘密は適切に管理し、会社が無断で社外に開示・漏洩しません。
 - ①企業秘密は厳重に管理して、社外に漏洩しません。
 - ②会社の秘密情報を社外に開示するには、機密保持契約を結ぶなど、予期せぬ漏洩の防止に努めます。
- (2) 業務上知り得た企業秘密は、就業時間内はもとより就業時間外および退職後においても、社外に漏洩しません。

3. 知的財産権の保護

- (1) 会社の知的財産権は、重要な会社資産であり、これらを適切に利用し、その権利の保全に努めます。また、他社のコンピューターソフトの無断コピーなど、他社の知的財産権を侵害するような行為を行いません。取引先の知的財産権は適切な契約を締結した上で使用し、不正に使用しません。

4. 会社資産の適切な使用

- (1) 会社の資産は効率的に活用し、常に利用できる状態におく必要があることを認識し、有形無形を問わず、毀損、盗難等を防ぐよう適切に取り扱います。個人的な目的で会社の資産や経費を使用しません。

5. 情報システムの適切な使用

- (1) 会社の定める情報システムの保護と利用のルールを遵守します。
 - ※ 情報セキュリティガイドラインを遵守して下さい。

6. 利益相反禁止

- (1) 会社と利害関係の対立を起こすような活動に関わりません。
 - ①許可を得ることなく、会社の取引先として事業を行いません。

7. 宗教活動の禁止

- (1) 就業時間中に宗教活動を行いません。

各部門長はその部門において本コンプライアンスガイドラインの定着と徹底を図ることによって、コンプライアンスの大切さをメンバーに理解してもらい、コンプライアンス違反が発生しないように努めます。

(付 則)

- ① この規程は、平成17年 3月 8日に制定する。
- ② この規程は、平成19年 8月 9日に一部改訂。
- ③ この規程は、平成19年11月 1日に一部改訂。
- ④ この規程は、平成21年 6月25日に一部改訂。
- ⑤ この規程は、平成24年 3月12日に一部改訂。
- ⑥ この規程は、平成24年 8月31日に一部改訂。
- ⑦ この規程は、平成25年 2月 1日に一部改訂。
- ⑧ この規程は、平成26年 1月 1日に一部改訂。
- ⑨ この規程は、平成27年11月 1日に一部改訂。

キョウデングループ コンプライアンス宣誓書

私は、「企業行動理念」、「コンプライアンスガイドライン」および「コンプライアンスガイドブック」を正しく理解し、次の事項を自ら守ることを宣誓します。

1. 業務の遂行に際しては、コンプライアンスを最優先として取り組みます。
2. 自らの業務を規制している法令や基準等の把握に努め、それらを守ります。
3. 会社の経営理念・経営方針・各事業方針・目標を理解し、業務に努めます。
4. 会社が定めた規程・要領・基準等に従い、誠実に仕事をします。
5. 家族や同僚に自信をもって説明でき、社会的に良識ある行動を行います。
6. 「キョウデングループ」の社名に傷をつけない行動をとります。
7. コンプライアンスに関する知識の習得と意識向上に努めます。
8. 万一、コンプライアンス違反行為またはその恐れがある行為が行われていることを知ったときは、黙認せずに速やかに通報を行います。

日 付 _____ 年 _____ 月 _____ 日

氏 名 _____

- コンプライアンスに関する質問や相談がある場合は、
【相談窓口】 コンプライアンス委員会 事務局
メール： compliance@kyoden.co.jp
- 違反行為またはその恐れがある行為が行われていることを知ったときは、
【通報窓口】 「365 トップサイト」⇒「システムのリンク」⇒
「コンプライアンスチェック/通報システム」
メール： hotline@kyoden.co.jp

にご連絡ください。